

第5号

発行日：平成16年4月10日

## 薬害肝炎訴訟を支援する会・東京ニュース

薬害肝炎訴訟を支援する会・東京

東京都渋谷区桜丘町4番23号渋谷桜丘ビル8階

渋谷共同法律事務所内

TEL：03-3463-4351

FAX：03-3496-4345

### 原告・被害者からの声

東京原告番号1

この世の中、「病気にされる」ということがあるのだ…。あの忌まわしい出来事を早く忘れ、私の記憶の中から消し去らなければと思い、悩み続けた16年間。1460、1800、2060、2350、2800、これは私が入院していた時の肝機能の数値です。さらに「劇症化もあるので注意」というドクター記述のカルテ。国が承認したフィブリノゲン、製造販売した旧ミドリ十字！ あなた方が曖昧に扱ったことで、突然病気にされ、この病気がもとで自営業も止め、夫と離婚、ピアノ教室、茶道教室もやめなければならなくなり、生活は一変、辛く悲しい毎日を強いられていること。それぞれ、国、厚生労働省や製薬会社はフィブリノゲンが肝炎感染を引きおこす危険な薬であることや、将来肝硬変や肝癌といった重い病気になることを知っていたはずです。「憎き薬フィブリノゲン」を投与されたことによって被害を受けた私たちを救済する義務があります。「沈黙の臓器」の症状は着実に進行しています。年々体力が衰えていくのがわかるようになりました。皆さん、私たち被害者は時間がありません。もし家族や身内が感染し、私たちと同じ状況におかれていたらどうされますか。大臣、官僚の皆さん、あなたの家族が私たちと同じ病気になり、苦しんでいるのを、黙ってみて、放置しますか。私たち被害者は、発症の恐怖と闘いながら、辛く苦しい生活を送っているのですよ。何の対策もせず、放置した責任をとってください。一日も早く医療体制、生活保障問題、進行性の病気ですから、今後かかる治療費の補償及び賠償問題を解決にむけ、早急に取り組んでいただきたいのです。6月からは証人尋問があります。証人の先生、どうぞ私たちの力になって被害者を救済してください。この薬は必要なかったと…。最後に私たち被害者を支援してくださっている方々に心からお礼を申し上げます。さらなるご支援をよろしく御願いたします。

# 支援者の声

## —活動の輪が広がっています—

### 『薬害肝炎裁判を傍聴して』

薬害根絶のための東京民医連薬剤師の会  
青葉調剤薬局 事務・小笠原

初めて裁判を傍聴したときは、医療機関に勤めながらも薬害肝炎について何も知らなかった私は、とても難しくあまり身近でない印象を受けました。

しかし原告の方々の話を聞くにつれて、私の考えは大きく変わりました。

このあいだは私とそう歳も変わらない若者が原告としていらっやっていました。彼の悩みや、葛藤を聞いた時、これは決して他人事ではない、いつ誰に起きてても疑いのないことだと知りました。薬害肝炎の患者さんはみな苦しい病魔と毎日闘っています。身に覚えのないことが原因です。

今法廷では、利益のため製造を止めなかった製薬会社と、それを放置している国の無責任さが、裁判のなかで次々と明らかになっています。そしてついに、厚生労働省は血液製剤を納入した医療機関リストを4月中に公表することになりました。人の生命、健康を保護する事が他のなによりも上回ることを、裁判を通して訴えかけました。そして今まで公表を拒んできた厚生労働省も方向転換せざるを得なくなったのです。

今回公表されるのは7004の納入医療機関の中の500の病院です。ほんの一部分に過ぎません。でもこれを突破口にしてできるだけ多くの人に知っていただきたいと思います。

原告の方が「肉体的にも精神的にも毎日苦痛ばかりですが、原告になったからには、200万人の患者さんのためにも頑張っていきたいです。」その言葉が心に深く残りました。一日もはやい解決のためみんなで力を合わせ支えていきたいと思います。

(編集・注) さらに、その後厚生労働省は、5000ないし7000の医療機関の公表に方針を変えたようです。しかし、投与を受けた患者を特定して検査を受けるよう、患者にきちんと呼びかけ、しかも厚生労働省の責任でやらせるところまでやらないと、真の患者救済にはつながりません。厚生労働省にさらに国民の声をよせていく必要があります。

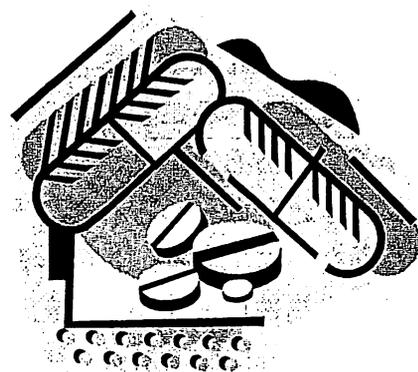


実際に薬害肝炎の裁判を見に行って思った事は、被害がいかに悲惨で、とりかえしのつかない物であるかという事だ。

自分が裁判を見に行った時、出産時にフィブリノーゲン製剤を投与され、肝炎を発症された方の意見陳述がなされていた。出産という女性からすれば、一番幸せな瞬間にフィブリノーゲン製剤を投与され、それが原因で長い期間を経て、肝炎を発症し、治療による身体面でも生活等の変化による精神面でもかなり苦しい思いをしている姿が実の声を聞くにつれ、自分や自分の家族の様に思え目頭が熱くなってしまった。

今自分は薬局で薬剤師として働いている。今迄は、薬害という言葉は自分には無縁と思っていたし、又、各種勉強会から与えられる製薬メーカーからの情報を鵜呑みにして日々患者さんと接していたと思う。しかし、薬害がエイズ、ヤコブ、そして肝炎と続けられているのを実際に見たり聞いたりすると、私達のこういう姿勢も薬害の温床になってしまっているのではないかと考える事も多いが、しかし、医薬品に関して中立的な情報が少なくメーカーからの情報に頼ってしまっているのも現状である。こういう根本的な事から変えていかないと薬害が肝炎で終わらないと思う。あってはならない事だし、あっては欲しくない事だが。

今回の薬害肝炎裁判の一連の流れの中で厚生省がメーカーに対し、納品先を公表する様指導を出したという点はすごくいい事だと私は思っている。その事でまだ、肝炎を発症していない方達が早い段階で治療なり始められれば、その方への苦痛が少しでもとりのぞけるのではと思いの反面、肝炎が難病の指定から除外され、薬での治療にしても高額の治療費がかかってしまうという面もあり、それらの補償もメーカーや国がすべきだと思う。そして何より、国やメーカーが今は、フィブリノーゲン製剤の投与で肝炎を発症したのではないという主張を続けている状態で裁判が平行線をたどっている状態だが、早期に解決され肝炎で苦しんでいる方達のこれからの生活等の面で補償され、今の苦痛が少しでもとりのぞける日が来るといいなと思う。



## この間の動きなどについて

弁護士大窪和久

2004年2月24日15時より、東京地裁に103号法廷で第7回目の期日が行われました。この日の法廷は、傍聴席が満席になり、残念ながら法廷で傍聴することができなかつたかたもおられました。また、大学の春休み期間に入ったためか、若い方がいつもより多かつたように思われます。

原告は、被告国のC型肝炎の重篤性を否定する主張に対する反論、及びフィブリノゲン製剤に医学的有用性（医薬品の有効性（効き目があること）と副作用の危険性のバランスのこと）が無かつたことの主張を行いました。この準備書面について、田中淳哉弁護士が図表を用いて分かりやすい形で要旨説明をしました。

その後進行協議期日が開かれ、裁判所が訴訟進行計画を示しました。原告からは、少しでも早く解決できるよう、期日間を短縮するなどして訴訟のスピードアップを図るよう要求しました。次回期日は4月20日の15時です。



弁護士中川素充

4月の期日が終わると次からはいよいよ証人尋問です。私たちが最初に証人申請したのは、大林明先生です。

大林先生は、1949（昭和24）年、大阪医科大学医学部を卒業して医師資格を取得した後、ウイルス性肝炎（血清肝炎、B型肝炎及び非A非B型肝炎）の原因究明及びその予後の研究に従事していた方で、厚生省特定疾患「難治性の肝炎」調査研究班班員でした。

薬害肝炎に関する厚生労働省の問い合わせに対して、日本肝臓学会は、血清肝炎の原因がウイルスであるとは第二次世界大戦前後に証明されたこと、感染経路が血液・血漿などであることは40年前に推定あるいは実証されていたこと、C型肝炎の予後が不良であるとの推定は40年前になされており、その実証が約20年以前であったことなどを回答しました。その回答書の中で、大林先生の論文が引用されています。

私たちは、大林先生の尋問を通じて、血清肝炎・輸血後肝炎・非A非B型肝炎の予後の重篤性に関する医学的知見の変遷を明らかにし、被告らが、1964（昭和39年）には既に血清肝炎・輸血後肝炎の予後が重篤であると認識していたこと等を明らかにしたいと思います。

## 支援する会・神奈川・勉強会のお知らせ

—関東近県でも活動の輪が広がっています—

3月30日、横浜の関内にある法律事務所の会議室で、原告・感染被害者・弁護士・支援者で交流会を持ちました。支援者である薬剤師も参加し、安易に陣痛促進剤を投与した結果、大量出血により止血剤投与による感染問題を話し合いました。もっとこの問題を地域の主婦の人たちに知ってもらい勉強する機会を作ろうと次の通り勉強会を行うことになりました。支援者の薬剤師さんに熱く語ってもらいます。どなたでも参加自由です。是非ご参加ください。

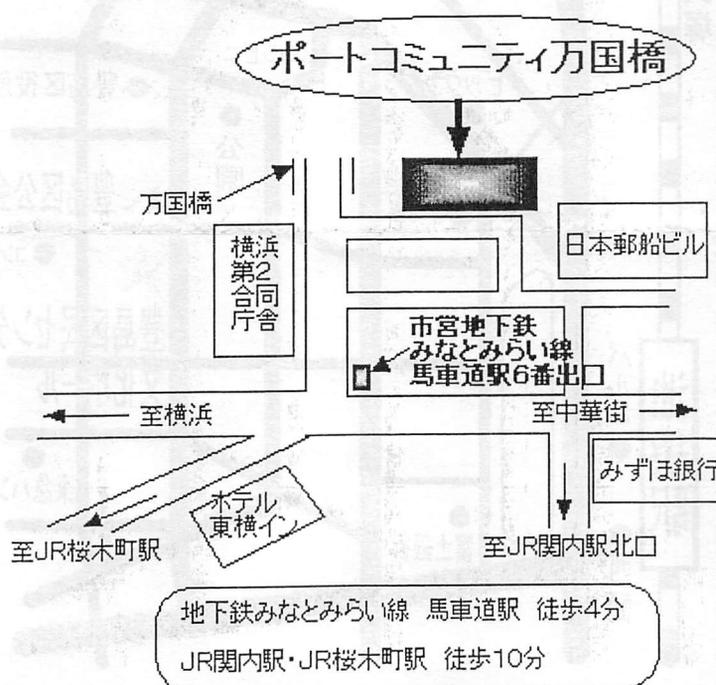
**日時：5月22日（土）午後2時～4時**

**場所：ポートコミュニティ万国橋 3階301号室**

横浜市中区海岸通4-23

TEL 045-212-1034

**内容：お産時の薬の投与の問題  
薬剤師さんのお話**



## 支援する会ミーティングのお知らせ

薬害肝炎訴訟は今年、証人尋問が行われ大きな山場をむかえます。支援の輪を盛り上げて5月29日に予定している500名規模の集会を成功させましょう。今年の活動を皆さんと一緒に考えたいと思います。次の通り拡大世話人会を開きますので是非ご参加ください。世話人だけでなく一般会員の方も、あるいは会員ではなくても関心のある方はどうぞおいで下さい。歓迎致します。

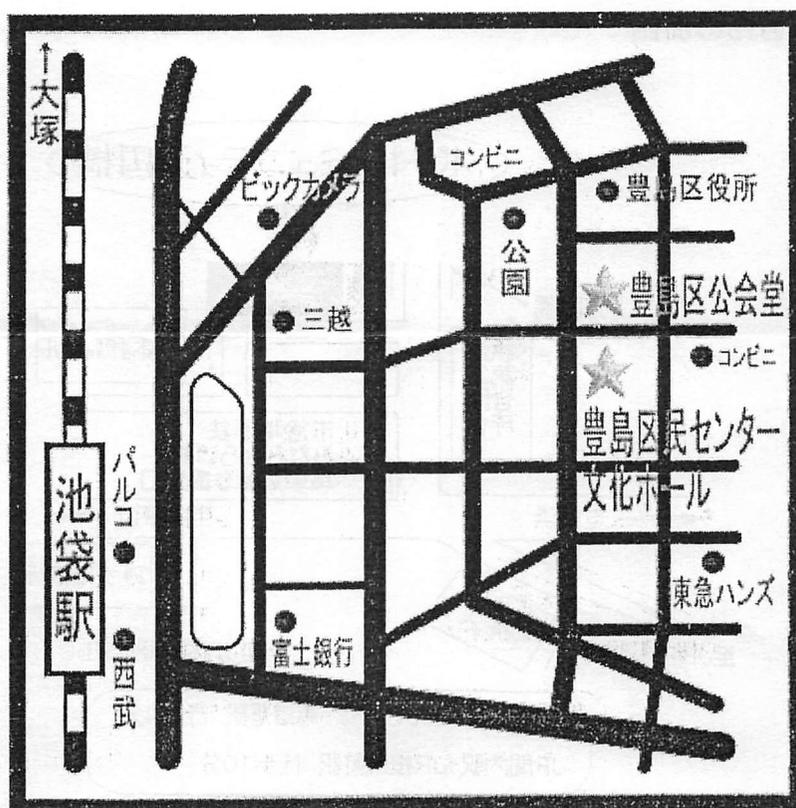
**日時：4月14日（水）午後6時30分～8時30分**

**場所：豊島区民センター5階 第7会議室**

東京都豊島区東池袋1-20-10

TEL 03-3984-7601

**内容：5月29日500名集会の企画**

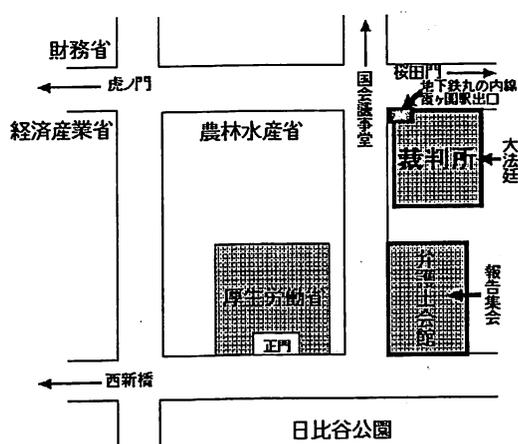


## 薬害肝炎訴訟法廷傍聴のお願い

薬害肝炎訴訟の裁判期日は次の通り行われます。出来るだけ多くの方が、この裁判を見守り、厚生労働省、製薬企業が行っていることを裁判を通して監視しましょう。

日時：4月20日（火） 午後3時

場所：東京地方裁判所 103号法廷（1階大法廷）



\* 裁判終了次第、裁判所隣の建物の弁護士会館において報告集会が行われます。どなたでもご自由に参加できますので、是非ご参加ください。

## 「薬害肝炎訴訟を支援する会・東京」総会のご案内

弁護士小松雅彦

薬害肝炎訴訟を支援する会・東京が発足したのが2003年3月8日でした。それから1年余経過し、会員数も270名を超えました。

薬害肝炎訴訟も、いよいよ、専門家証人の尋問に入ろうとし、まさに山場を迎えつつあります。支援会の果たすべき役割もさらに大きくなってきています。

このようななか、規約5条に基づき支援会の総会が以下の通り開催されます。

日時は5月29日（土）午前11時から12時まで、

場所はお茶の水の全電通会館2階です（東京都千代田区神田駿河台3-6、同日の午後の集会と同じ場所です）。

議題は、これまでの動きとこれからの展望、具体的行動提起、規約改正（会員資格について）、財政報告などです。

どうか会員の皆様、ふるってご参加下さい。

## 会費納入のお願い

日頃の皆様のご支援ご声援ありがとうございます。皆様に支えられて、支援会はこの1年活動を行ってこれました。

ところで、支援会のニュースの発行、会議費、その他活動に大変お金がかかります。この支援会の財政は、皆様の会費やカンパでまかなわれてきました。

支援会の会費は年単位で、毎年1口1000円となっております。

どうか新年度も、会費をお納め頂き、支援会を支えて頂けますと大変幸いに存じます。その際、同封の振り込み用紙ご活用していただけると事務手続き上便宜です。どうかよろしくお願いたします。なお、事務量の都合で、領収証は発行できませんのであしからずご了承下さい。

### 編集後記

いつもご協力、ご支援いただきありがとうございます。

まだまだ事務局体制は力不足で、支援者の皆様には、ニュースの発送に不備等があり申し訳ありません。支援活動は、原告・学生の会の交流や各地の原告交會と支援活動も原告と一体となって活動の輪が拡がりつつあります。今年は裁判も各地で証人尋問をむかえ大きな山場です。ここで支援活動も大きく盛り上げていかなければなりません。

5月29日、500名規模の集会

8月24日、厚生労働省前での薬害根絶デー

8月31日、9月1日、東京地方裁判所でのバーカー証人尋問

**原告団・弁護団・支援者が一体となって頑張りましょう。**

今後ともよろしくお願いたします。

世話人 江川守利

入会及びその他当会に関するお問い合わせは、下記連絡先までご一報下さい。

(連絡先) 東京都渋谷区桜丘町4番23号渋谷桜丘ビル8階

渋谷共同法律事務所

TEL: 03-3463-4351 FAX: 03-3496-4345